

都道府県単位保険料率に係る 激変緩和措置について

(1) 全国健康保険協会設立の経緯

健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針(平成15年3月28日閣議決定)

平成14年7月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項において政府は、

- ①保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方
- ②新しい高齢者医療制度の創設
- ③診療報酬の体系の見直し

に関する基本方針を平成14年度中に策定することとした。

政管健保について

「事業運営の効率性等を考慮しつつ、財政運営は、基本的には、都道府県を単位としたものとする。都道府県別の年齢構成や所得について調整を行った上で、保険料率の設定を行う仕組みとし、国庫補助の配分方法の見直しや、被保険者等の意見を反映した自主性・自律性のある保険運営が行われるような仕組みについて検討する。こうした取組を通じ、各都道府県単位で政管健保の健全な財政運営が確保され、被保険者の適切な負担の下で、地域の実情に応じた医療サービスが保障される姿を目指す。～この基本方針に基づく医療保険制度体系に関する改革については、平成20年度に向けて実現を目指す。」とした。

医療制度改革大綱(平成17年12月1日)

政府・与党医療改革協議会は、平成14年7月の健康保険法等の一部を改正する法律及び平成15年3月の基本方針(閣議決定)に基づき、医療制度改革大綱を発表した。

その中で「政府管掌健康保険」について、

「政府管掌健康保険については、国と切り離れた全国単位の公法人を保険者として設立し、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とする。公法人については、関係事業主、被保険者等の意見に基づく自主自立の運営を確保していく。また、被用者保険の最後の受け皿であることを踏まえ、準備金の積立てや保険料率に関する必要な国の関与、保険料率の上下限の見直しなど、必要な措置を講ずる。」とした。

全国健康保険協会の設立

～地域の医療費を反映した都道府県単位保険料率の設定～

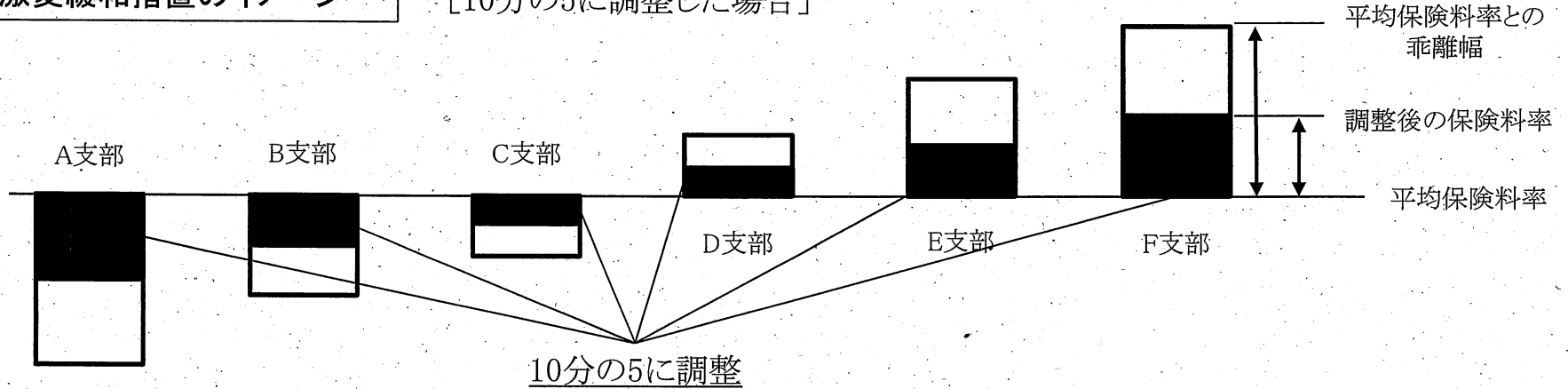
(2) 激変緩和措置について

激変緩和措置

全国一律の保険料率から都道府県毎の医療費水準に応じた都道府県単位保険料率に移行するうえで、一定の条件のもとで「激変緩和措置」を行うことと規定されている。

激変緩和措置のイメージ

[10分の5に調整した場合]



	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
平均保険料率	8.20%	9.34%	9.50%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	
財政特例措置		←←← 3年間 →→→		← 2年延長 →								
平成18年改正	←											
平成22法改正					(延長)							
平成25年改正									(延長)			
平成28年政令												(期限) ◎
激変緩和率	1.0/10	1.5/10	2.0/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3.0/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	

3年間凍結

計画的に解消

(3) 激変緩和措置の根拠

平成18年法改正

政府管掌健康保険の公法人化(平成20年10月1日)が定められ、都道府県単位保険料率へ移行することとなった。その際、都道府県単位保険料率のうち、従前の政府管掌健康保険の一般保険料率(8.2%)との差が政令で定める基準(平均保険料率に平成22年度以降の経過措置基準率(※)と8.2%との差を加えた率)を上回るものがある場合には、5年間に限って激変緩和措置を講じることが法律で定められた。(期限:平成25年9月30日まで)

(※)平成22年度以降経過措置基準率:以下の範囲で厚生労働大臣が定める率

[上限]最高都道府県単位保険料率－平均保険料率 [下限]前年度の平成22年度以降経過措置基準率

平成22年法改正

経済情勢が悪化したことにより、平成22年度から平成24年度までの間、毎事業年度における教会財政の均衡に係る特例が設けられ、合わせて激変緩和措置の期限が平成30年3月31日まで延長されることが法律において定められた。(期限:平成30年3月31日まで)

平成25年法改正

平成22年度以降における協会への財政特例措置が平成24年度に失効することに伴い、財政特例措置が2年延長され、合わせて激変緩和措置の期限も2年延長されることが法律において定められた。(期限:平成32年3月31日まで)

平成27年法改正(平成28年3月政令)

平成27年5月の医療保険制度改革に伴う法改正により、激変緩和措置について法律上、「平成36年3月31日までの間において政令で定める日」までが期限とされた。これを受けて、平成28年3月31日、当該法改正の整備政令により「**期限は平成32年3月31日**」と定められた。(平成28年4月1日施行)

平成28年3月政令の「期限は平成32年3月31日」に準ずるならば、今年度末で激変緩和が解消となり、令和2年保険料率は本来の都道府県単位保険料率に移行する。